

議案第 43 号

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁の長に対し、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書を別紙のとおり提出するものである。

平成 27 年 6 月 19 日提出

箱根町議会議員 石川 栄
〃 川端 祥介
〃 遠藤 秀則

(提案理由)

国家の基本規定である日本国憲法について、国会における活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう、関係行政庁の長に対し意見書を提出するものである。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を
求める意見書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約 70 年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、直面する諸問題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国会及び政府は、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 日

神奈川県足柄下郡箱根町議会議長 西村 和夫

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣